

港区障害者福祉避難所における防災活動支援業務委託 事業候補者選考 【第一次審査集計結果】

【採点の評価基準】 5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

項番・項目		評価の視点	様式	加算	配点	A事業者					
						委員Ⅰ	委員Ⅱ	委員Ⅲ	委員Ⅳ	委員Ⅴ	合計
						評価					
1 基本事項の評価 【事務局採点】											
(1)	専門技術力 （事業者の業務実績）	①事業者が過去5年間ににおいて、類似業務の実績を有しているか。 ②業務内容に独自性、工夫が見られるか。 （事務局が客観的視点により採点）	様式4	×2	10	10	10	10	10	10	50
(2)	専門技術力 （責任者及び担当者の業務実績）	・総括責任者及び業務担当者が過去5年間ににおいて、類似業務の実績を有しているか。 （事務局が客観的視点により採点）	様式5	×2	10	6	6	6	6	6	30
(3)	専任性 （手持ち業務量）	・総括責任者（業務責任者）又は業務担当者が他の業務（案件）を担当せず、本件について専任となっているか。 （事務局が客観的視点により採点）	様式5	×2	10	4	4	4	4	4	20
一次審査 小計①					30	20	20	20	20	20	100

満点 150
平均 20.0

2 企画提案の評価 【委員採点】											
(1) 業務スケジュール及び進行管理について【様式6】											
	スケジュール及び進行管理	・必要な工程が見込まれているか。また、無理のないスケジュールであるか。 ・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。	様式6	×4	20	16	16	12	12	12	68
(2) 業務に対する基本姿勢について【様式7】											
ア	業務の理解、考え方	・本業務の目的、受注者が果たすべき役割を十分に理解しているか。 ・区や関係機関との意思疎通の考え方が建設的で本業務の円滑な遂行に寄与するものであるか。	様式7 ア	×4	20	16	20	12	16	16	80
イ	業務のビジョン	・本業務のビジョン（5年間）が明確に示されているか。 ・避難所運営マニュアルと避難所運営訓練の連動性を理解しているか。	様式7 イ	×4	20	12	12	16	12	16	68
(3) 障害者福祉避難所運営マニュアルについて【様式8】											
ア	現行避難所運営マニュアルの課題認識	現行の避難所運営マニュアルにおける課題が明確に示され、かつ、要点を捉えているか。	様式8 ア	×3	15	12	9	12	12	12	57
イ	内容の提案	実効性のある避難所運営マニュアルにするための効果的な内容、方法を提案しているか。また、避難所運営職員の役割分担、避難所空間の使い方、避難所運営業務フローが具体的に示されているか。	様式8 イ	×7	35	21	28	21	14	28	112
(4) 障害者福祉避難所運営訓練について【様式9】											
	内容の提案	・避難所運営マニュアルと避難所運営訓練の連動性を踏まえた提案がされているか。 ・継続しやすく、効率的かつ効果的であるか。 ・発災時を想定した実行性のあるものか。 ・福祉避難所施設職員の通常業務があること、施設ごとに実情が異なることに対する対応が明確かつ適切に示されているか。	様式9	×10	50	40	30	40	30	30	170
一次審査 小計②					160	117	115	113	96	114	555

満点 800
平均 111.0

3 見積額の評価 【事務局採点】											
(1)	令和7年度額（6か月相当）の見積価額	・参考事業規模〔令和7年度額（6か月相当）〕に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点)	見積書 ア	×1	5	2	2	2	2	2	10
(2)	年額（12か月相当）の見積価額	・参考事業規模〔年額（12か月相当）〕に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点)	見積書 イ	×1	5	2	2	2	2	2	10
一次審査 小計③					10	4	4	4	4	4	20

満点 50
平均 4.0

合計（小計①+②+③）					200	141	139	137	120	138	675
-------------	--	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

満点 1000
平均 135.0

加点項目

区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0
ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点。複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0
障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0
環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の5%を加点。複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0
災害協定活動の評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0

第一次審査合計（加点項目含む）					675					
-----------------	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--